流出抑制施設の維持管理に関する協定書（案）

島田市（以下「甲」という。）と〇〇〇（以下「乙」という。）は、乙が所有する以下の流出抑制施設（以下「流出抑制施設」という。）の維持管理に関して、下記のとおり次の各条項により協定する。

所在地　 島田市〇〇町◎◎△△番□□

開発許可番号　　 令和●年●月●日　島都都第◆号

種類及び構造　　　　　　（※オープン調整池　コンクリート造など）

開発区域面積　　　　　　（※Ａ＝〇〇㎡）

調整容量及び施設面積　　（※調整容量Ｖ＝〇〇㎥　施設面積Ａ＝〇〇㎥）

流域面積　　　　　　　　（※流域面積Ａ＝〇〇㏊）

流域図及び施設構造図　　 別紙のとおり。

記

（流出抑制施設の維持管理）

第１条　乙は、流出抑制施設の維持管理に関する一切の業務（以下「管理業務」という）を行わなければならない。

２　乙は、前項に規定する管理業務のうち次に掲げる事項について、特段の注意を払わなければならない。

(1)　流出抑制施設内の堆積土砂等の除去を行うこと。

(2)　流出抑制施設における水の流出入口及びスクリーン等の点検並びに清掃を行うこと。

1. 流出抑制施設内外の危険防止措置について十分配慮するとともに、門扉、フェンス及びその他の施設の補修の必要が生じたときは、直ちに実施すること。
2. 台風の接近等、異常降雨が予想されるときは、厳重な監視を行って災害の発生を未然に防止することに努めること。
3. 流出抑制施設に関して、異常、事故又は災害が発生したことを発見したときは、応急措置を行うこと。

３　乙は、流出抑制施設の見やすい場所又はその周辺の見やすい場所に、流出抑制施設の種類、構造、管理者の氏名又は名称を表示するものとする。

４　甲は、流出抑制施設の管理状況を確認するために、乙が所有する流出抑制施設内に立ち入ることができる。

（維持管理に関する指導）

第２条　甲は、流出抑制施設の維持管理に関し、その必要な限りにおいて、乙に対して指導することができる。

（費用負担）

第３条　管理業務に関する経費は、全て乙の負担とする。

２　流出抑制施設が破損した場合は、乙の負担により修復しなければならない。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

（管理に関する図書）

第４条　乙は、流出抑制施設の管理に関する図書を整備するものとする。

２　甲は、流出抑制施設の管理状況を確認するために、乙に対して前項の管理に関する図書の閲覧又は提出を求めることができる。

（流出抑制施設の変更）

第５条　乙は、流出抑制施設存続中その機能の保全に努めるとともに、流出抑制施設に変更を加えようとするときは、予め甲と協議し、承認を得なければならない。

（都市計画法の適合証明）

第６条　甲は、流出抑制施設の滅失又は機能の損失を認めた場合、都市計画法施行規則第60条に定める証明はしない。ただし、甲及び乙が協議し、甲が証明することについて支障がないと判断した場合においてはこの限りではない。

（協定の期間）

第７条　本協定は、流出抑制施設を設置した日から、これが全て撤去される日まで存続するものとする。

（損害の賠償）

第８条　流出抑制施設の設置、管理の瑕疵により第三者に損害が生じたときは、全て乙が責任を追うものとする。

（所有者の変更）

第９条　乙は、乙が所有する流出抑制施設に関する権利を第三者に譲渡したときは、この協定の各条項に係る乙の地位をその者に承継し、直ちに甲にその者の住所及び氏名等を届け出なければならない。

２　乙は、乙が所有する流出抑制施設を第三者に貸し付けたときは、この協定の各条項に係る乙の責任をその者が乙に代わって負わなければならない。ただし、乙及び当該第三者の協議により、貸付後も流出抑制施設の維持管理を乙の責任においてすることとした場合においてはこの限りではない。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項及び甲協定の解釈について疑義が生じたときは、甲、乙双方の協議により決定するものとする。

この協定の締結の証として本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

令和　年　月　日

甲 島田市中央町１番の１

島田市

代表者 島田市長 〇〇 〇〇　㊞

乙　 住　所

氏　名　　　　　　 　㊞